

戦略的基盤技術高度化支援事業 (サポイン事業) のご案内

公益財団法人福島県産業振興センター

(注意! : 令和3年度の戦略的基盤技術高度化支援事業 (サポイン事業) の有無は
現時点では未定ですので、ご承知おきください。)

次頁へ

はじめに

- ▶ **下線付きの青色の字句**からは、この文書内の別ページへ移動。

例) 「サポインとは」へ移動

左クリックで

- ▶ **下線付きの緑色の字句**からは、**外部へリンク**。

例) 「公益財団法人福島県産業振興センター」へリンク。

ブラウザ上でご覧の方は、右クリックして
「新しいタブで開く」か「新しいウィンドウで開く」で

新しいタブで開く(T)

新しいウィンドウで開く(W)

シークレットウィンドウで開く(G)

名前を付けてリンク先を保存(K)...

リンクのアドレスをコピー(E)

時計回りに回転(C) Ctrl+]

反時計回りに回転(O) Ctrl+[

検証(I) Ctrl+Shift+I

前頁へ



戦略的基盤技術高度化支援事業 (サポイン事業) とは？

- ▶ 中小ものづくり高度化法に基づき、経済産業省が実施する補助事業です。
- ▶ 中小企業等が大学や公設試または他の企業と連携して行う研究開発事業に係る費用の一部を補助します。(事業イメージ)
- ▶ 公益財団法人福島県産業振興センターは、事業管理機関としてサポイン事業に取り組まれる企業様を支援しています。

※過去のサポイン事業の採択テーマと報告書は こちら から

(外部リンク：中小企業庁)

※サポイン事業に関する情報は こちら から

(外部リンク：サポインマッチナビ)



補助事業の概要

- ▶ 補助事業期間：2～3年間
- ▶ 補助金額 単年度 4,500万円以下
2年度合計 7,500万円以下
3年度合計 9,750万円以下
- ▶ 補助率：2/3以内（大学、公設試等は、定額）
- ▶ 補助対象経費：物品費、人件費・謝金、旅費、
委託費、間接経費、その他

配分例)

1年目2,500万円

2年目4,500万円

3年目2,750万円

1年目3,000万円

2年目3,750万円

3年目3,000万円

どちらも
可能です

※生産を目的とした機械装置備品の導入など
営利活動に関する経費は補助対象外です。



公募スケジュール例 ～ 令和2年度の場合

令和元年12月26日	令和2年度事業の公募について事前予告
令和2年 1月31日～4月24日	公募期間
令和2年 6月22日	採否結果公表 (外部リンク： 令和2年度採択課題一覧 /中小企業庁)

※審査は書面によります。



初年度事業スケジュール例～ 令和元年度の場合

6月 6日	採否発表	
7月 3日	交付申請書提出	
8月中旬 ～下旬	交付決定通知 経理処理等説明会	交付決定通知日が事業開始日です 事業実施上の注意点をご説明します。
11月	第1回推進委員会	研究計画・進捗をご説明いただき、アドバイザー様からご意見等いただきます。
11～12月	中間検査	経理処理などが適正か、確認します。
1月中旬	第2回推進委員会	中間評価ヒアリング、次年度計画等の協議をします。
1月下旬	中間評価ヒアリング	外部有識者からなる評価委員会で実施状況等が評価されます。 @経済産業局
2月	確定前検査・2年度交付申請書提出	単年度ごと、補助額確定と交付申請をします。
2月末日	初年度事業期間終了	
3月下旬 ～末日	補助金額の確定・補助金支払い 研究成果報告書の提出	研究成果報告書も単年度ごと作成します。
4月1日	2年度交付決定通知～2年度の事業開始	順調に進めば、4/1から2年度の事業が開始できます。

!!! 事業スケジュールがタイトであることを注意してください!!!



申請へ向けて

- ▶ 取り組む課題はサポイン事業に向いていますか？
(次頁参照)
- ▶ 大学、公設試、他企業などと、**共同体**を構成できますか？
- ▶ 公募要領に目を通してみましょう。
令和2年度公募要領は [こちら](#) (外部リンク：中小企業庁)
- ▶ 公募要領44頁以下の「研究開発内容等説明書」を参照して
研究開発の概要・具体的方法・開発目標値を整理しましょう。

当センターでは随時ご相談をお受けしています。



サポイン事業の目的に 合致した開発ですか？

川下製造業者や社会のニーズを踏まえた開発ですか

新規性、独創性、革新性のある開発ですか

2～3年で終了する研究開発ですか

必要経費は年間数千万円ですか

開発終了後、5年以内の事業化が目指せますか

成果には、大きな波及効果が見込まれますか

特定ものづくり基盤技術の12分野に関する開発ですか

基礎研究は
馴染みません

生産を目的とし
た設備は導入で
きません





福島県産業振興センターは サポイン事業に取り組む企業の皆様をご支援します。

応募時は、 研究開発内容
 共同体の構築
 申請書類の作成、申請
 等のご相談に応じます。

採択後は、事業管理機関として
 研究開発事業の進捗管理
 実施体制や経理関係処理のアドバイス
 国との連絡窓口
 等を務めます。



おわりに

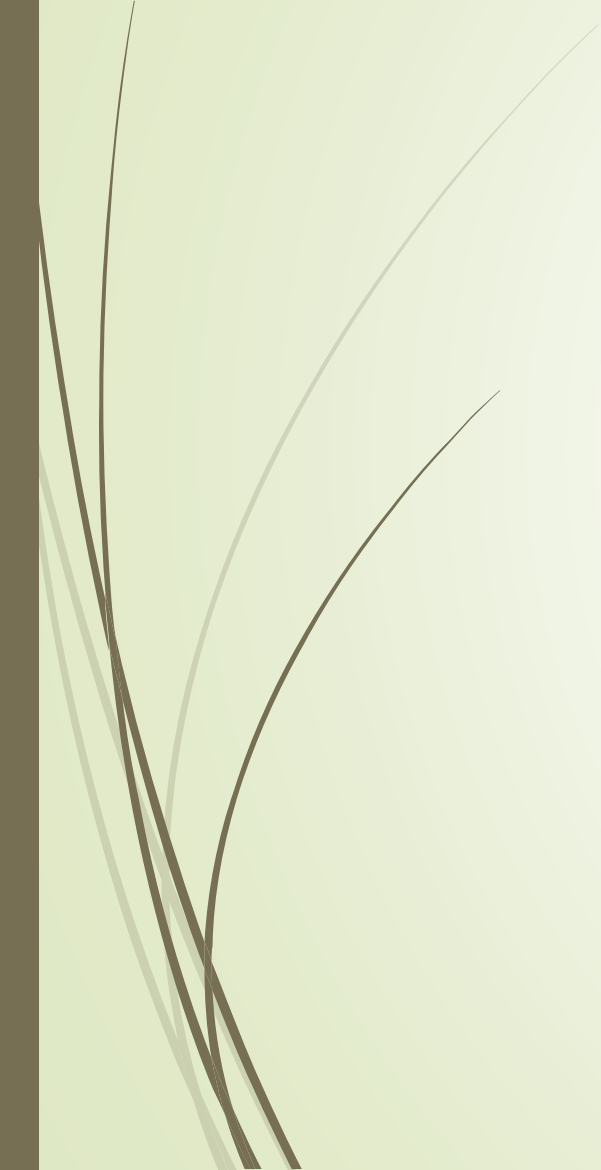
- ▶ サポイン事業にご興味のある方、研究開発案件をお持ちの方は、公益財団法人福島県産業振興センターまでご相談ください。

担当連絡先 : 技術支援部技術振興課

TEL 024-959-1951

email f-tech@f-open.or.jp





サポインとは

➡ サポートイングインダストリーの略です。

➡ 最終製品が完成するまでに必要な、

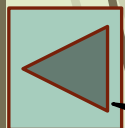
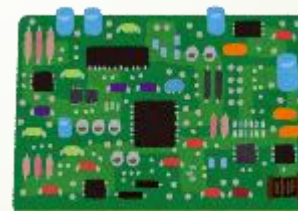
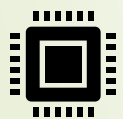
部品製造技術

周辺機器製造技術

組立技術

などを持つ

裾野産業を言います。



戻る

元のページへ

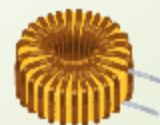
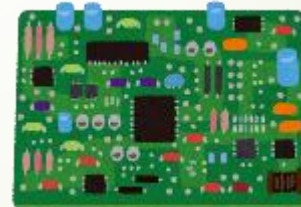
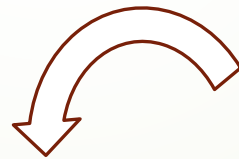
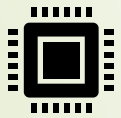
サポインとは

- ▶ サポーティングインダストリーの略です。
- ▶ 最終製品が完成するまでに必要な、

部品製造技術

周辺機器製造技術

組立技術 などを持つ 裾野産業を言います。



戻る

中小ものづくり高度化法

▶ 「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」

(外部リンク：中小企業庁)

- ▶ ものづくりを支える中小企業が、我が国製造業の国際競争力強化や新たな事業の創出にとって必要不可欠な存在であることに鑑み、中小企業の担うものづくり基盤技術の研究開発及びその成果の利用への支援を通じて、その高度化を図り、もって国民経済の健全な発展へ寄与することを目的として制定。
- ▶ 本法律に基づき、サポイン事業の他に以下の支援制度があります。
 - 日本政策金融公庫の低利融資
 - 中小企業信用保険法の特例・商工中金の低利融資
 - 特許料などの軽減・中小企業投資育成株式会社法の特例



戻る

サポイン事業の目的

- ▶ **「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」**
(外部リンク: 中小企業庁) に基づき、「研究開発」や「試作品開発」等の取組みを支援、中小企業のものづくり基盤技術の高度化を通じて、我が国製造業の国際競争力の強化、新たな産業の創出を図ることを目指します。
- ▶ **特定ものづくり基盤技術の12分野**を定めて支援します。



戻る

特定ものづくり基盤技術12分野

デザイン開発

情報処理

精密加工

製造環境

接合・実装

立体造形

表面処理

機械制御

複合・新機能材料

材料製造プロセス

バイオ

測定計測



戻る

詳細はこちら
(外部リンク)

[中小企業の特定ものづくり基盤技術の高度化に関する指針（中小企業庁）](#)

中小企業の定義

この事業における中小企業とは、ものづくり高度化法第2条第1項に規定する者(以下の①～⑤)をいいます。小規模事業者は、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第5項に規定する者(以下の②)をいいます。

① 次表に示す事業者

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 資本の額又は 出資の総額	従業員基準 常時使用する 従業員の数
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種(下記以外)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業(下記3業種を除く)	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業及び情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

(注)常時使用する従業員の数には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

※ 但し「みなし大企業」を除きます。



戻る